



2020年8月3日

各位

会社名 株式会社ジョイフル本田
 代表者名 代表取締役 社長執行役員
 細谷 武俊
 (コード番号 3191 東証第一部)
 問合せ先 取締役 専務執行役員管理本部長
 平山 育夫
 (電話番号 029-822-2215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年8月3日開催の取締役会において、2020年9月17日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第42条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。また、現行定款第43条(剰余金の配当の基準日)および同第45条(除斥期間)について所要の変更を行うとともに、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)および同第44条(中間配当)を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条(条文省略)	第1条～第6条(現行どおり)
第7条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第42条(条文省略) (新設)	第7条～第41条(現行どおり) 第42条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第43条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。	第43条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	② 当社の中間配当の基準日は、毎年12月20日とする。
第44条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月20日を基準日として中間配当をすることができる。	③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第45条（除斥期間） 剰余金の配当等が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。	(削除) 第44条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2020年9月17日（木）予定
定款変更の効力発生日： 2020年9月17日（木）予定

以上